

■防災計画書の作成について

I. 防災計画作成の目的

- 建築物の法令適合性を確認するだけでなく、**建築主等・設計者が計画段階で防災対策について体系的、総合的に計画する機会**とすること。
- 建築基準法、消防法等それぞれの法令の規定による別々の**防災対策が**、建築物全体において、**災害時に一体的・安全・確実に働くかどうかを建築主・設計者がチェックする機会**とすること。
- 耐火性能や延焼防止性能と異なり建築物の利用者の使用・維持管理状況によるところが大きい避難安全性の達成について設計段階で、**使用・維持管理を十分配慮した計画**とし、その計画を**建築後の使用・維持管理を行う上でその考えを正しく伝えていく手段**とすること。

II. 防災計画書の作成にあたって

防災計画の作成にあたっては、別冊の「防災計画書作成要領」、「防災計画上の留意事項」のほか「新・建築防災計画指針－建築物の防火・避難計画の解説書－」（（財）日本建築センター）等を参考とし、これらに示された安全性確保の方策（フルプルーフ、フェイルセーフ等）を取入れ、建築物全体の防災システムの組み立てを意識した、個々の対策を計画していく必要があります。

なお、個々の建築物の条件によっては、これら以外にもより有効な手法もあり得ると考えますのでこのような建築計画については、安全性確保の方策を建築防災計画書により明確にしてもらいたいと考えています。

また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー新法）」により建築物のバリアフリー対応が図られ高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる取り組みがなされています。防災計画において避難安全の観点からハード面、ソフト面で高齢者、身体障害者等に配慮した計画を図っていただきたいと考えています。

計画・設計にあたっては、以上のような趣旨を十分理解いただき、設計者、建築主等が協議の上、建築防災計画書を作成していただくようお願いします。

III. 対象とする建築物と提出図書

1. 対象とする建築物：「高層建築物等の防災措置に関する要綱」による高層建築物等に該当する建築物。
2. 提出図書：防災計画書（3部）
3. 提出の時期：「堺市開発行為等に関する手続き条例」の判定書の交付以降とし、堺市開発行為等の手続き条例に関する条例の協議が必要とされた物件についてはできるだけ協議と並行して提出してください。協議不要な物件については、確認申請または調査報告書の提出までの早い時期に提出してください。

建築防災計画書の作成手続きのフロー

